第2章 まちづくり推進地区基本計画の策定等

(まちづくり推進地区基本計画の策定)

- 第7条 市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とするまちづくり推進地区基本計画(以下「推進地区基本計画」という。)を策定することができる。
 - (1) 推進地区基本計画の名称
 - (2) 推進地区基本計画の対象となる地区(以下「計画地区」という。)の位置及び区域
 - (3) 推進地区基本計画の目標及び方針並びに整備手法
 - (4) 推進地区基本計画の実施工程、手続その他まちづくりを推進するために必要な 事項
- 2 市長は、推進地区基本計画の策定に当たっては、計画地区の市民その他の利害を有する者の意見を反映させるため、意見聴取、説明会の開催その他必要な措置を行うとともに、第45条第1項に規定する甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進地区基本計画の変更又は廃止について準用する。

【趣旨】

本条は、市長がまちづくり基本方針に基づき策定するまちづくり推進地区基本計画の内容 及びその策定方法について規定している。推進地区基本計画は、まちづくりに対する市の決 意表明であり、市の責務としての公共施設整備と並行して地域住民がまちづくりを進めてい く場合などに策定していく必要がある。

【解釈及び運用】

◎ まちづくり推進地区基本計画

この計画策定の契機としては、まちづくり基本方針に基づき市が主導的にまちづくりに取り組む場合と、地域住民が第11条に基づきまちづくりの提案をする場合の二通りが考えられる。

この計画は、中心市街地における既成市街地の整備改善及び新名神高速道路インターチェンジ、サービスエリア周辺地区等の工業、商業集積化等による整備・活性化の必要性が想定される地区並びに土地区画整理事業等の予定区域における整備に関するものを挙げることができる。

◎ 公告

ある事項を広く一般に知らせることを意味するが、その目的・効果・方法は、それぞれの法令により異なっている。本条例では、利害関係人が広範囲又は不特定であるため、これらの者に対して権利行使又は異議申出の機会を与えるために公告するものである。

(まちづくり推進事業の実施)

- 第8条 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区のまちづくりに必要と認める事業(以下「まちづくり推進事業」という。)を行うことができる。
- 2 市長は、まちづくり推進事業の実施に当たっては、計画地区の市民その他の利害を有する者の意見を反映させるため、意見聴取、説明会の開催その他必要な措置を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、市長がまちづくり推進地区基本計画を策定したときの計画実現のために必要な事業を実施できることを規定するとともに、実施に当たって市民参画等必要な処置を行うことを義務付けた規定である。

【解釈及び運用】

◎ まちづくり推進事業の具体的想定 まちづくり推進地区基本計画を具体的に実現するために行われる道路、公園、その他 の公共施設整備等、それぞれがまちづくり推進事業となる。